

経済再生・財政健全化の基本的考え方

平成 27 年 2 月 12 日

伊藤 元重
榊原 定征
高橋 進
新浪 剛史

内閣府の中長期試算では、安倍内閣の取組により 2015 年度の国・地方の基礎的財政収支（P B）赤字対 G D P 比の半減目標を達成できる見込みとなったものの、2020 年度は引き続き大幅な P B 赤字が残ることが示された。経済再生と財政健全化の双方を実現するためには、相当の改革努力が必要である。

今後、経済再生と財政健全化を両立する計画の具体化に向けて論点整理を進めるに当たり、以下の点を踏まえる必要がある。

1. 「経済再生と財政健全化」計画の基本的考え方について

- 経済再生と財政健全化の双方を実現することを目標とし、2020 年度の財政健全化目標を堅持する。財政健全化は、①デフレ脱却・経済再生、②歳出改革、③歳入改革の三つの柱で進める。

具体的には、「経済再生と財政健全化に最大限取り組むことにより、国と地方の P B 対 G D P 比を 2020 年度までの 5 年間で 2015 年度に比べ 3.3%程度改善する（消費税率 10%への引上げにより 1%弱程度、経済再生（成長による税収増）、歳出改革等により（各年一律ではなく）年平均 0.5%程度の改善）」ことで達成することとしてはどうか。

- 各年度の具体的な取組においては、「デフレ脱却・経済再生を実現する中で、財政健全化を進めることを原則とする」べき。（なお、平成 29 年 4 月の消費税率引上げについては、デフレマインドの払拭、好循環拡大による賃金の上昇等の環境整備に万全を期し、予定に沿って実施。）
- また、ストックの面では、「中長期にわたって国と地方の債務残高の G D P 比を安定的に引き下げる」ことを目標とすべき。さらに、フロー面では歳出・歳入それぞれ、ストック面では負債・資産それぞれについて、規模が過大とならず、内容は真に必要なものとするを指すべき。
- 計画の中で、2020 年度までに P B 対 G D P 比が 3.3%程度改善するための主な具体的取組を明示すべき。
- 歳出改革については、安倍内閣のこれまでの取組をさらに強化し、歳出全般を聖域なく徹底的に見直す。その際、経済再生と財政健全化の双方の実現のため、前回提案した公的分野での新たな需要創造や公共サービス改革を通じ

た産業化・活性化、国民参加に向けたインセンティブ設計等の取組を最大限推進すべき。

2. 「経済再生と財政健全化」計画の基本フレームについて

- 計画期間は2016年度から2020年度の5年間。試算については、より長い期間について行うべき。
- マクロ経済の姿を展望する際には、潜在成長率を前提としたベースラインを出発点とする。その上で、アベノミクスの3本の矢による経済再生の効果を適切に評価し、反映する。その際、以下のようなマクロ経済環境の変化を織り込むことが重要。
 - ✓ 短期的には原油安、中期的にはGDPギャップの解消に伴う輸出製品の価格引上げ圧力やブランド化等の取組による交易条件の改善
 - ✓ 法人税改革、TPP等をはじめとするビジネス環境の改善等を通じた国内での企業立地や対日直接投資が加速する成長効果 等
- 歳出改革による成長への寄与も重要。
- 経済再生と財政健全化の関係については進捗管理が重要課題。
- 財政状況の徹底した見える化、PDCAサイクル、メリハリ等の仕組みの強化が不可欠。
- 各年度の進捗状況をレビューし、計画の中間段階では基本フレームの達成状況を評価。必要に応じて「歳出、歳入の追加措置」を検討し、2020年度の財政健全化目標を確実に達成すべき。